



税理士法人 昴

〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル6階
TEL.096-342-6307 FAX.096-342-6308 <http://www.subaru-tax.net/>

☆ SUBARU TIMES ☆ 12月号

消費税増税後の記帳に当たっての留意点

10月からの消費税増税に伴い、軽減税率の導入、キャッシュレス還元等がスタートしました。実際に記帳をする中で、どのように取り扱ったらよいかお客様からご質問頂いています。

今回は記帳例をいくつかご紹介いたします。

質問1：誤った税率でレシートを交付してしまった場合の対応について。

誤った税率に基づいて税込対価を計算し、レシートを交付した場合でも「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要があります。

例えば、小売店等が、標準税率（10％）が適用される商品（税抜 10,000 円）を、誤って軽減税率（8％）適用された場合の税込価格 10,800 円で消費者等に販売したとします。この場合でも、申告においては、以下のように、適正な税率（10％）が適用された場合の税込価格として消費税相当額を計算する必要があります。

販売価格：10,800円（税込）の場合…

→本体価格：9,819円

消費税相当額：981円（10,800円÷10／110）



会計ソフトに入力の際は、取引金額10,800円、税率10％と入力すると自動計算されます。

質問2：誤った税率でレシートを受領してしまった場合の対応について。

質問1と反対に、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

適用税率の誤りによる税込対価の額の誤りは「追記」できません。

なお、「追記」できる項目は、区分記載請求書等で記載が必要な下記事項のうち のみです。

請求書発行者名	請求者受領者名
取引年月日	軽減税率の対象品目である旨
取引内容	税率ごとに区分して合計した税込対価の額
対価の額	



レシートの再発行をお願いします☆

質問3：必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合の対応について。

取引相手に必要事項が記載された請求書等の再発行を依頼する、又は取引の事実に基づいて上記 軽減税率の対象品目である旨、 税率ごとに区分して合計した税込対価の額を追記するといった対応が必要となります。

質問4：旧税率と軽減税率は同じ8%だから同様に入力すればよいのか。

消費税等の軽減税率は、制度実施前と同じ8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)と内訳の割合が異なるため、旧税率、軽減税率は区分しておく必要があります。

質問5：キャッシュレスにより即時充当による消費者還元を受けた場合について。

国税庁は11月に即時充当によるキャッシュレス・消費者還元について以下の考え方を公表しています。

即時充当によるキャッシュレス・消費者還元とポイント値引きでは消費税の計算が異なりますので記帳の際ご注意ください。

即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

- コンビニ等が行っている即時充当(即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法)によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。
- 消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引(仕入れ)について仕入税額控除を行うこととなりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。
- 一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

【即時充当】

レシート 〇〇ストア			
東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
パン	* 1点	550	550円
合 計		1,090円	
8%タイヨウ		540円	
(内消費税)		40円	
10%タイヨウ		550円	
(内消費税)		50円	
キャッシュレス還元		▲21円	
交通系マネー支払		1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,090円となる(商品対価の合計額)。

【ポイント利用(値引き)】

レシート 〇〇ストア			
東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
パン	* 1点	550	550円
ポイント値引き		▲21円	
合 計		1,069円	
8%タイヨウ		530円	
(内消費税)		39円	
10%タイヨウ		539円	
(内消費税)		49円	
交通系マネー支払		1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,069円となる(値引き後の金額)。

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。



税理士法人昴の年末年始休業日は **12月28日～1月5日** です。
どうぞよろしくお願いいたします。